

地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策への対応について

1 岡山県地域医療構想調整会議の設置について

(1) 経緯

平成28年3月に医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、将来の病床数の必要量を達成に向けた方策その他の地域医療構想の達成に必要な協議を行うため、協議の場として、二次保健医療圏ごとに地域医療構想調整会議を設置し、また、平成28年9月には地域医療構想の進行管理、地域医療構想を推進するための意見具申等を行うため、岡山県医療審議会に地域医療構想部会を設置し、構想実現に向けて関係者間の協議を進めてきました。

今回、地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について(平成30年6月22日医政地発0622第2号)を踏まえ、調整会議での更なる議論の活性化を図るため、岡山県医療審議会地域医療構想部会を廃止し、岡山県地域医療構想調整会議を設置します。

(2) 会議の概要

各構想区域の地域医療構想調整会議における議論を円滑に進める観点から、

- ・各構想区域の地域医療構想調整会議の議長
- ・岡山県医師会及び岡山県病院協会の代表者
- ・医療保険者の代表者
- ・地域医療構想アドバイザー

を委員とし、各保健所長も事務局として参加します。

(3) スケジュール

9月下旬～	委員就任予定者への説明
11月頃	県調整会議設置(要綱制定)
3月中旬頃	医療審議会地域医療構想部会廃止(要領改正)

2 地域医療構想アドバイザーについて

以下のとおり厚生労働省へ推薦しました。

- ・岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授 浜田 淳
(医療審議会地域医療構想部会専門委員、県医師会からの推薦)
- ・医療推進課長 則安 俊昭
- ・備中保健所長 毛利 好孝(県病院協会からの推薦)